庁議付議事案書

開催・令和７年７月３０日

所管部課	まちづくり部　下水道課	部長	金子　秀之
件　名	東大和市下水道条例の一部を改正する条例について 区分：○ １審議事項　／　２報告事項		
関係事項　条例規則			
関係事項　部課機関			

１．要　旨

能登半島地震では、排水設備工事に係る指定工事事業者自身の被災や工事需要の集中等により、各市町における指定工事事業者の確保が困難な状況となり、宅地内配管（排水設備）の復旧が遅れ、家庭で水が使えない状況が長期化した。

こうした事態を踏まえ、国土交通省は、災害その他非常の場合においても、迅速な対応が可能となるよう、他の市町村長等の指定を受けた工事事業者による工事を認めるため、標準下水道条例の一部を改正した。

ついては、本条例に係る当市の排水設備の新設等の工事の施行に係る規定について、所要の改正を行うものである。

（１）改正内容

第５条第１項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長等の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

（２）施行日

公布の日から施行する。

２．経　過（現時点に至るまでの経過）

・「標準下水道条例の改正について」（令和７年４月２２日付け国土交通省水管理・国土保全局上下水道企画課長）通知

・総務課審査済み。

３．留意事項（問題点等）

４．主管部処理案（検討結果等）

令和７年第３回東大和市議会定例会に議案として提出したい。

５．審議結果

決定

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。